令和８年（フ）第１４４０号
福岡県福津市日蒔野１丁目４番地の６　Ｓｕｎｅｓｔ福間104号
債務者　芝崎　怜菜
1　決定年月日時　令和８年７月31日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年９月29日まで
福岡地方裁判所第４民事部

令和８年（フ）第１４７４号
福岡市早良区四箇１丁目14番５―104号　四箇Ｋ＆Ｍ
債務者　今村　夏実
1　決定年月日時　令和８年７月31日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年９月29日まで
福岡地方裁判所第４民事部

令和８年（フ）第１５０１号
福岡県春日市下白水北２丁目91番地　マキシム春日Ⅲ207号
債務者　小宮　　明
1　決定年月日時　令和８年７月31日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年９月29日まで
福岡地方裁判所第４民事部

令和８年（フ）第１５１３号
福岡県古賀市今の庄１丁目28番24号　リバーサイド川寄205号
債務者　畠中　弘美
1　決定年月日時　令和８年７月31日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年９月29日まで
福岡地方裁判所第４民事部

令和８年（フ）第１５２６号
福岡市博多区大井２丁目８番25―503号　中村ビル
債務者　青木由美子
1　決定年月日時　令和８年７月31日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年９月29日まで
福岡地方裁判所第４民事部

令和８年（フ）第１５５８号
福岡市南区柳瀬２丁目８番28号　グループホームえのき　ミモザ
債務者　加藤　英之
1　決定年月日時　令和８年７月31日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年９月29日まで
福岡地方裁判所第４民事部

令和８年（フ）第１２０３号
東京都小平市小川西町５丁目39番３―510号
債務者　髙**橋**　明美（旧姓増野）
1　決定年月日時　令和８年７月31日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年９月30日まで
東京地方裁判所立川支部民事第４部

令和８年（フ）第１５１号
長野県松本市岡田松岡299―４　コーポホワイトⅡ　101、住民票上の住所長野県松本市並柳４丁目５番Ａ３―18号　県営並柳団地
債務者　中嶋　守章
1　決定年月日時　令和８年７月31日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年９月30日まで
長野地方裁判所松本支部

令和８年（フ）第１６７号
長野県塩尻市大字広丘高出2167番地１
債務者　土志田正志（旧姓　吉岡）
1　決定年月日時　令和８年７月31日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年９月30日まで
長野地方裁判所松本支部

令和８年（フ）第２８３号
愛知県安城市篠目町４丁目６番地１　パークヒルズささめ202
債務者　間々田博之
1　決定年月日時　令和８年７月31日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年９月30日まで
名古屋地方裁判所岡崎支部破産係

令和８年（フ）第３００号
愛知県額田郡幸田町大字芦谷字餅田13番地１　メゾン牧野101、前住所愛知県田原市東赤石二丁目37番地　プランドール東赤石Ｂ棟102号室
債務者　阿部　恭也
1　決定年月日時　令和８年７月31日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年９月30日まで
名古屋地方裁判所岡崎支部破産係

令和８年（フ）第３２６号
愛知県豊田市若宮町５丁目３番地８
債務者　上田雄三郎
1　決定年月日時　令和８年７月31日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年９月30日まで
名古屋地方裁判所岡崎支部破産係

令和８年（フ）第３８８号
愛知県岡崎市竜美北２丁目２番地14　コスモハイツ畔柳　Ｂ―201、前住所愛知県岡崎市稲熊町字後田16番地10
債務者　園田　眞弓
1　決定年月日時　令和８年７月31日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年９月30日まで
名古屋地方裁判所岡崎支部破産係

令和８年（フ）第２１号
島根県邑智郡邑南町山田98番地
債務者　中村　由幸
1　決定年月日時　令和８年７月31日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年９月30日まで
松江地方裁判所浜田支部

令和８年（フ）第１１７７号
東京都日野市旭が丘４丁目７番地の５シティハイツ日野旭が丘６―503
債務者　鈴木　昭裕
1　決定年月日時　令和８年７月31日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年10月１日まで
東京地方裁判所立川支部民事第４部

令和８年（フ）第３１１号
静岡市葵区羽鳥５丁目26番27号
債務者　布施　明菜
1　決定年月日時　令和８年８月３日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年10月１日まで
静岡地方裁判所民事第２部